

三振ルールで揺れるフランス

井奈波朋子

はじめに

2009年5月13日、フランスにおいて、インターネットにおける創作物の普及・保護促進法(loi favorisant la diffusion et la protection de la création sur Internet)、通称 HADOPI 法が成立した¹。なお、HADOPI とは、HADOPI 法により創設される「インターネットにおける著作物の普及・権利保護上級局 (Haute Autorité pour la Diffusion des Oeuvres et la Protection des Droits sur Internet)」(以下、単に「当局」という)の略称である。法案成立後、HADOPI 法におけるいわゆる三振ルールの合憲性が問題とされ、同年5月19日、憲法院 (Conseil constitutionnel)²の審議に付された。同年6月10日、憲法院は、三振ルールに関する HADOPI 法の規定の一部を違憲と判断した³。そのため、同年6月12日に公布・施行された HADOPI 法は、三振ルールに関する部分を含まない。

1 HADOPI 法による著作権法改正

HADOPI 法により、知的財産法典(以下「CPI」という)331-1条から始まる第3編第3章「訴訟手続および制裁」の表題は、「防止措置、訴訟手続および制裁」に変更された(HADOPI 法4条)。ただし、「防止措置」に関する規定は存在しない状態となっている。⁴

HADOPI 法は、現行の CPI 第3編第3章第1節第2款「保護および情報の技術的手段」331-5条ないし331-22条を大幅に改正した上で(HADOPI 法2条ないし3条)、331-11条の後に、第3款「インターネットにおける著作物の普及・権利保護上級局」の表題を追加するとともに、331-12条以下に当局と三振ルールに関する規定を創設する(HADOPI 法5条)ことを主たる内容とする。改正後の331-5条ないし331-45条は、遅くとも2009年11月1日に施行される予定である(HADOPI 法19条Ⅱ)。ところが、憲法院が一部を違憲と判断したため、これらの規定の導入は不透明な状態である。HADOPI 法により導入を予

¹ コピライト 2009年7月号 52頁参照

² 国会で成立した後、大統領の審署により執行されるまでの間に、法律の合憲性を審査する機関。

³ コピライト 2009年9月号 43頁参照

⁴ 2009年6月12日の HADOPI 法施行による著作権法の改正箇所は、次のとおりである。

①CPI132-27条2項を追加(HADOPI 法1条)、②CPI 131-9条、332-1条、335-1条、335-4-2条、342-3-2条において、「331-22条」を参照していた部分が「331-11条」に置き換えられた(HADOPI 法3条)、③CPI 第3編第3章の表題を「防止措置、訴訟手続および制裁」に変更(HADOPI 法4条)、④CPI 332-1条2項4号と335-12条を廃止(HADOPI 法7条)、⑤CPI 335-3条を追加(HADOPI 法8条)、⑥CPI 336-2条を変更(HADOPI 法10条)、⑦CPI 336-3条および336-4条を新設(HADOPI 法11条)、⑧CPI 342-3-1条2項、3項を変更(HADOPI 法12条)、⑨CPI 121-8条2項、3項を変更ないし追加(HADOPI 法20条)、⑩第1編第3章第1節に第6款「ジャーナリストの著作物の利用権」の表題を設けCPI 132-35条ないし132-45条を新設(HADOPI 法20条)、⑪CPI 122-5条1項8号、211-3条1項7号を変更(HADOPI 法21条)

定されている当局は、インターネット上の著作物または著作隣接権で保護される目的物の合法的な提供の発展を奨励し、違法な使用を監視すること、インターネット上の著作権侵害および著作隣接権侵害から著作物および著作隣接権の目的物を保護すること、著作物または著作隣接権により保護される目的物に対する技術的保護・識別手段に関する規制と監視を行うことを目的とする（HADOPI 法 5 条、未施行の CPI331-12 条）。

当局の機関である権利保護委員会は、著作権侵害および著作隣接権侵害から著作物および著作隣接権の目的物を保護するため、HADOPI 法に定める措置をとる。すなわち、第 1 段階として、権利保護委員会は、336-3 条⁵に定める義務違反を構成しうる事実があるとの申告があった場合、インターネット接続サービス業者と契約を交わしユーザー登録をしている者に対し、当該業者を介し電子メールによって、法の定める義務を遵守することおよび義務違反と認められる行為が繰り返された場合の制裁等を告知することを内容とする勧告を送信する。第 2 段階として、当該ユーザーが当該勧告から 6 か月以内に義務違反を行った場合、権利保護委員会は、同様の事項を内容とする勧告をあらためて電子メールで送付する。この場合、電子メールに加え、送達日を証することのできる方法で文書を送ることができる（HADOPI 法 5 条、未施行の CPI331-26 条）。第 3 段階に進むためには、この文書は配達証明で郵送することが必要である（HADOPI 法 5 条、未施行の 331-27 条）。第 3 段階として、当該勧告を受領した次の年に当該ユーザーがさらに義務違反を行ったことが確認された場合、権利保護委員会は、対審手続きを経て、①2 か月から 1 年の間インターネット接続サービスを中断する（このときは、その期間中、他の接続サービス業者とも契約を締結することができない）または、②委員会が定める期間、義務違反が繰り返されることを予防する措置を取るという制裁のうち一の制裁を、宣告することができる（HADOPI 法 5 条、未施行の CPI331-27 条）。この 3 段階の措置によりネットへの接続を中断する取り決めが、いわゆる三振ルールと呼ばれるものである。

2 憲法院における判断

憲法院では上記三振ルールが問題とされ、上記 331-26 条の一部と 331-27 条全部その他これらに関連する規定の全部または一部（いずれも未施行）が、次の理由により、違憲と判断された。

まず、憲法院は、回線による公衆への伝達サービスの全般的な発達、および民主主義的な生活への参加および思想や意見の表現のために、これらのサービスが重要な位置を占めることから、1789 年フランス人権宣言 11 条に定める思想や意見の伝達の自由（表現の自

⁵ CPI336-3 条 1 項「回線による公衆への伝達サービスへのアクセスを有する者は、このアクセスが、第 1 編および第 2 編に定める権利者の許諾が必要となるときに許諾を受けることなく、著作権または著作隣接権によって保護される著作物または目的物の複製、提供、公衆への用に供されまたは伝達に供される目的で、利用されないよう監視する義務を負う」。2 項は、憲法院により違憲と判断されたため、施行されていない。3 項「アクセスを有する者による第 1 項に定める義務違反は、その関係者の刑事責任を生じさせる効果を有しない」。

由) は、回線による公衆への伝達サービスへの自由なアクセスを前提としていると判断する。その上で、憲法院は、「非難対象となっている規定によって導入される制裁権は、司法組織でない権利保護委員会に対し、登録ユーザーと登録を利用する者がインターネットへアクセスすることを制限しまたは妨げる権限を授権することになる。この行政当局に認められた管轄は、ある特定の範疇に属する者に限られるのではなく、国民すべてに及ぶ。その権限は、すべての者が、特にその住所から自由に意見を表明し伝達する権利を行使することを制限する可能性がある。したがって、1789 年フランス人権宣言 11 条により保障される自由の性質に鑑み、制裁の宣告を規制する保障がどのようなものであろうと、立法者は、著作権および著作隣接権を保護する目的で、行政当局にそのような権限を与えることはできない」と判断した。

フランス憲法 66 条 2 項は、司法機関が基本的自由に関し判断する権限を有する旨を定める。そこで、憲法院は、三振ルールによる制裁が表現の自由を制限する結果となるにもかかわらず、司法機関でなく行政機関によって制裁が科されることを理由として、三振ルールの一部を違憲と判断した。

3 ヨーロッパの動向

ヨーロッパ議会では、電気通信分野に関する EC 指令 (2002/21/EC⁶、2002/20/EC⁷、2002/19/EC⁸) を修正する構想 (いわゆる Telecoms Package) が審議されている。Telecoms Package の審議の過程において、司法機関の判断によらずエンドユーザーの基本的な権利と自由に制約を課す構成国の法規制に反対することを内容とする修正 138⁹が提出され、2008 年 9 月 24 日、1 回目の読会において賛成多数を確保した。これに対し、フランスは当該修正を最終的に否決させる動きにでるが、2009 年 5 月 6 日に行われた 2 回目の読会においても、賛成多数を確保した。したがって、HADOPI 法に定める三振ルールが導入されたとしても、将来的に EC 指令に違反することになる。

4 今後の動き

当局と三振ルールに関する改正後の著作権法の規定は、遅くとも 2009 年 11 月 1 日には

⁶ Directive 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services

⁷ Directive 2002/20/EC on the authorisation of electronic communications networks and services

⁸ Directive 2002/19/EC on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities

⁹ 修正 138 «no restriction may be imposed on the rights and freedoms of end-users, notably in accordance with Article 11 of the Charter of Fundamental Rights of the European Union on freedom of expression and information, without a prior ruling by the judicial authorities, except where dictated by force majeure or by the requirements of preserving of criminal law imposed for reasons of public policy, public security or public morality.»

施行される予定であったが、憲法院の判断をうけ、先行き不透明となった。2009年6月24日、インターネットにおける著作権の刑事上の保護に関する法案（*projet de loi relatif à la protection pénale de la propriété littéraire et artistique sur Internet*、通称 HADOPI 2）が新たに提出された。当該法案は、両院同数委員会による審議を経て、2009年9月22日に成立した。しかし、同月28日、憲法院の審議に付された。

9月22日に成立した法案によれば、知的財産法典 335-6 条の後に 335-7 条を設け、「改選による公衆への伝達サービスを利用して犯罪が起きた場合、335-2 条、335-3 条、335-4 条に定める犯罪で有罪となる者に対して、1年間を最大の期間として回線による公衆への伝達サービスへのアクセスを一時的に停止する（この期間中、全ての業者との間で同一の性質のサービスを前提とする他の契約を締結することも併せて禁止する）補充刑をさらに科すことができる」と定められている。このように、新たな法案では、ネットへの接続停止は、主刑が科される場合に付加される扱いとなり、憲法 66 条に合致するよう修正された。しかし、憲法院の審議に付されていることもあり、未だ流動的である。